

平成 2 7 年 第 7 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 7 年 7 月 1 5 日

武蔵村山市教育委員会

平成27年第7回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成27年7月15日(水)

開会 午後 1時32分

閉会 午後 3時09分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 持 田 浩 志 (教育長) 土 田 三 男

高 橋 勝 義 本 木 益 男

島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 中野 育三 学校教育担当部長 榎並 隆博

教育総務課長 松下 君江 教育施設担当課長 比留間光夫

指導・教育センター担当課長 小嶺 大進 学校給食課長 神山 幸男

文化振興課長 山田 義高 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 乙幡 孝 指導主事 西原 英治

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英

橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第42号 武蔵村山市立学校施設使用条例ほか5条例及び関係規則の改正の申出
について
- 5 議案第43号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定の申出に
ついて
- 6 議案第44号 平成27年度実施 平成26年度教育委員会事務事業点検・評価報告
書について
- 7 その他

◎開会の辞

○持田教育長 それでは、本日の会議に際し、10名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可いたしましたので、御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成27年第7回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○持田教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

第1点目でございますが、校長・教育管理職・主任教諭選考申込状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、校長・教育管理職・主任教諭選考申込状況について御報告をさせていただきます。

今年度の申込状況でございますが、校長選考は小学校が4人、中学校が1人、計5人でございます。教育管理職選考につきましては、A選考、小学校も中学校もございません。また、B選考は中学校で1人です。教育管理職C選考ですが、受験者はありません。続いて、主任教諭選考でございますが、本年度は小学校が13人、中学校が4人の合わせて17人で、昨年の11人を大きく超えております。

管理職の不足が東京都の人事上の大きな課題となっている中、まずは主任教諭を育てることが重要であると言われており、その意味で主任教諭選考受験者が増えていることは、各学校管理職の日頃の指導並びに若手教員研修や校内研究の充実に取り組む本市の教育施策の成果だと捉えております。

また、教育委員会といたしましても、今年度も意欲ある若手教員の育成のための研修であります「輝け未来の管理職研修」を夏季休業中に実施いたします。今後も引き続き各学校に対して、人材育成と人材発掘について指導してまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成27年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（市調査）の結果についてでございます。

資料2、別冊になっております資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、本市で実施をいたしました平成27年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について御報告いたします。

資料2、別冊の1ページを御覧ください。

まず、調査の目的は、各教科の目標や内容の実現状況を把握することで、指導方法の改善に生かし、児童・生徒一人一人の確かな学力の定着と伸長を図ることでございます。小学校第3学年及び中学校第1学年を対象に、4月17日に実施をいたしました。対象教科は、小学校が国語・算数、中学校が国語・数学、それぞれ2教科となっております。

5ページをお開きください。

こちらには、教科ごとの総合正答率について、目標値と本市の結果とを比較いたしました資料でございます。総合正答率では、小学校第3学年及び中学校第1学年、ともに目標値を下回っております。

6ページから9ページまでは、国語及び算数、数学の観点別正答率を示しております。

まず6ページ、小学校3年、国語では、表現力に課題がみられますが、基礎が目標値に大きく近付いております。観点別正答率では、言語についての知識・理解・技能が目標値をやや上回っております。逆に、書く能力に課題がみられます。

7ページ、小学校3年、算数では、国語と同様に基礎が目標値に近く、表現力に課題が見られます。観点別正答率では、表現・処理が目標値に近く、知識・理解に課題がみられます。

続きまして、8ページ、中学校1年、国語、こちらの観点別正答率につきましては、特に読む能力に課題がみられております。

続いて、9ページ、中学校1年、数学では、思考・判断力が目標値に近くなっておりますが、小学校の国語・算数と同様に表現力に課題がみられます。観点別評価では、小学校算数と同様に知識・理解に課題がみられております。

続きまして、13ページ以降は、生活・学習意欲調査の結果となっております。

まず、小学校3年生ですけれども、13ページでは、全国と比較をし、本市では早寝早起きの傾向がみられます。

14ページでは、平日の学習時間が1時間を超える児童が、全国よりやや多い反面、しないと答えた児童も全国を上回っております。

15ページでは、学習の大切さについて理解はしているものの、授業を楽しんでいると感じたり、よく分かると思っている児童がやや全国を下回っております。

続きまして、16ページ、分からない言葉を国語辞典で調べたり、自分の思いや考えを周囲に話したりすることが、大きく全国を下回っていることが分かります。

17ページの探検や観察したことを発表したり、18ページの勉強をしていて不思議だなと思ったときに、自分で調べたりする数値もやや低いことから、メディアリテラシー能力の更な

る育成と言語活動の充実に継続して取り組んでいくことが必要であると考えております。

20ページからは、中学校1年生の意識調査結果となります。

まず、全国と比較し、本市の生徒は学習時間がやや少ない傾向にあります。21ページを見ますと、勉強の大切さについてはよく理解していることが分かります。

22ページ、授業の理解度につきましては、全国とほぼ同様の傾向にあります。自分の思っていることを周囲に話すかについては、全国を若干上回っており、これまでの学習で取り組んでいる言語活動によって、自分の意見を表明する意欲や力が身に付いていっていることが推察をされます。ただし、分からないことがあったときに国語辞典を使う。また、23ページ、理科の実験、観察は好きかといった数値が全国を下回っているため、主体的に学習に臨もうとする意欲や態度を育てていくことが求められていると考えられます。

これらの調査結果及び7月2日に実施をいたしました東京都教育委員会主催の学力調査の結果等を踏まえまして、各学校におきましては、9月25日までに授業改善推進プランを作成するよう指導、助言をしております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

武蔵村山市文化財の指定についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、武蔵村山市文化財の指定について説明いたします。

前回、第6回定例会におきまして、対象文化財を御確認いただき、その上で議決をいただきました文化財3件について、平成27年7月1日付で教育委員会告示を行い、武蔵村山市有形文化財に指定したことを御報告いたします。

3ページの資料3を御覧ください。

指定番号22、乙幡市郎右衛門家文書、指定番号23、内野佐兵衛家文書、指定番号24、渡辺源蔵家文書の3件で、いずれも江戸時代に中藤村の名主を務めた家に代々保管されてきた貴重な古文書でございます。所有者は、3件とも武蔵村山市、保管場所は歴史民俗資料館収蔵庫でございます。

詳細は、4ページから9ページにお示ししたとおりでございます。10ページには、指定文化財一覧を掲載しておりますので、御参照ください。今回の指定により、武蔵村山市の文化

財は、東京都指定文化財 2 件、武蔵村山市指定文化財 23 件となりました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4 点目でございます。

武蔵村山市立公共施設予約システムの導入についてでございます。

資料 4 を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、武蔵村山市立公共施設予約システムの導入について、説明いたします。

11 ページの資料 4 を御覧ください。

第五次行政改革大綱の改革の柱、1 最適な行政サービスの創造に位置付けられておりました公共施設予約システムの導入につきましては、公共施設の利用手続をより簡便にするため、各施設へ設置する端末のほか、市民がお持ちのパソコン、携帯電話等からインターネットを通じて施設の空き状況の確認や施設の予約を行うことができるサービスを構築し、利用者へ提供するものでございます。また、このシステム画面を通じて、市民に生涯学習情報を提供し、生涯学習活動の機会の拡充を図ってまいります。

導入施設は、大きく文教施設と体育施設に分けてございまして、文教施設が公民館、地区会館等、22 施設となります。体育施設は、総合体育館、総合運動公園第 1 運動場、雷塚公園野球場等、10 施設になります。

システムの導入の予算額は 4,487 万 9,000 円で、平成 27 年 10 月から平成 32 年 9 月までの 60 か月の債務負担行為を設定するものでございます。

システムの導入事業の内容は、施設予約システムのソフトウェアパッケージをインストールした端末を借り上げて運用していくものでございます。職員管理用及び利用者用端末は、全部で 31 台借り上げ、12 ページ記載の各施設に配置する予定でございます。また、プリンターも 3 台借り上げる予定でございます。

システムの環境でございますが、クラウドによるデータ管理を行うもので、データセンターとなるサーバーへのアクセスは、Smart V P N 回線という高いレベルのセキュリティーを有する回線を用いてまいります。

サポート体制は、職員の研修及びシステムの保守管理を求めており、システム導入後、即座に職員へのシステムの利用方法の研修を行ってもらうこと、またシステムが適正に運営さ

れるよう、保守管理も行ってもらうものでございます。

また、このシステムのトップ画面からは、生涯学習団体情報、生涯学習イベント情報などを利用者に提供してまいります。

機器等の借入期間は、平成27年10月1日から平成32年9月30日までとなり、システムの稼働は平成28年4月利用分からとなりますので、総合体育館、体育施設については、平成28年1月から受け付け開始、文教施設については、平成28年2月から受付を開始することとなります。

システムを導入するに当たりまして、機器にインストールするソフトウェアのパッケージの納入業者を選定するため、武蔵村山市立公共施設予約システム借入プロポーザル審査委員会が設置され、審査を行った結果、株式会社ワイイーシーソリューションズをシステム導入候補事業者と決定し、当社のシステムのパッケージを導入することといたしました。

説明は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

平成27年度姉妹都市交流事業第9回栄村駅伝大会の開催結果についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成27年度姉妹都市交流事業第9回栄村駅伝大会の開催結果について、御報告をさせていただきます。

7月5日の日曜日に開催されました本大会には、武蔵村山市から第三小学校、第五中学校の児童・生徒8名を含む18名が、でえだら、かたくり、えのきのそれぞれのチームとして参加をいたしました。また、スポーツ推進委員2名とスポーツ振興課職員2名が、児童・生徒の対応等、引率として同行したところでございます。今回は、この3チームのほかに、本市から西部地区おやじの会、そして峰すいそう会が参加をいたしました。

全体の成績につきましては、特別参加を含めた全21チーム中、総合タイムで、かたくりチームが10位、えのきチームが11位、でえだらチームが12位という結果になりました。

各選手の成績と詳細につきましては、資料裏面を御参照いただきたいと存じます。

大会当日は、武蔵村山市からも市長、議長、教育長をはじめ、市立第三小学校及び第五中学校の校長、副校長、さらには選手の御家族など、多くの方が応援に駆けつけてくださり、大会を大いに盛り上げていただきました。

なお、来年度は小中一貫校村山学園第四小学校と第一中学校から選手の派遣をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きます、6点目でございます。

平成27年度第28回武蔵村山市グラウンドゴルフ大会の開催についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成27年度第28回武蔵村山市グラウンドゴルフ大会の開催について、御報告をさせていただきます。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市体育協会、協力は武蔵村山市グラウンドゴルフ協会でございます。

大会は、9月13日の日曜日に、総合運動公園運動場の第2運動場で実施をいたします。

なお、雨天の場合の中止決定は、午前7時に判断をいたします。

開会式は、午前8時30分から、また競技は午前9時から開始予定でございます。

参加につきましては、資料にお示ししてある資格のチームといたしまして、申込みが72チームを超えた場合は原則抽せんいたしますが、チーム数によっては参加を認める場合もございます。

競技は、チーム対抗戦といたしまして、表彰については上位3チームを団体表彰し、そのほか、飛び賞及び個人のホールインワン賞として賞品を用意する予定でございます。

開会式及び閉会式には、教育長並びに教育委員の皆様にご出席をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きます、7点目でございます。

平成27年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成27年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催について、御報告をさせていただきます。

昨年、スポーツ都市宣言記念事業として実施をいたしました本事業につきましては、今年度は9月19日土曜日に実施をしたいと考えております。

主催は武蔵村山市教育委員会、共催が武蔵村山市少年野球連盟と古希軟式野球チームでございます。

開会식을午前10時から総合運動公園運動場第1運動場で行い、その後、10時30分から、元プロ野球選手による野球教室を実施いたします。

昼食を挟んで、午後1時から親善試合を総合運動公園運動場第3運動場で7イニング、試合時間1時間20分で実施をいたします。少年野球代表チームは、原則、小学校6年生で構成されたチームで、各チームの選抜チームとなっております。また、古希軟式野球代表チームは、原則として70歳以上で構成されたチームでございます。

試合終了後、午後3時から、元プロ野球選手による講演会を、総合体育館第2・第3体育室で実施をいたします。野球教室や講演会の講師には、昨年も講師をしていただきました元中日ドラゴンズ投手の与田剛氏、そして今回は元読売ジャイアンツ、横浜ベイスターズの駒田徳広氏、元読売ジャイアンツの吉村禎章氏、元西武ライオンズの清水義之氏を加え、4人の元プロ野球選手にお越しいただく予定でございます。

講演会につきましては、9月1日号市報で周知をいたしますが、各少年野球チームや古希野球チームなどの参加者を除いた一般募集枠は、先着100人程度としております。

教育長並びに教育委員の皆様につきましては、開会式、講演会等に御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 8点目のその他でございますが、私から2点。1点目は、本市教育委員会とハワイ州ホノルル市教育長との文化交流事業について。2点目につきましては、教科書採択に関する要望書についてでございます。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、私からまず1点目、本市教育委員会とハワイ州ホノルル市教育省との文化交流事業について御報告をさせていただきます。

委員の皆様には、既に御案内のように、本市第九小学校がハワイ州ホノルル市立トーマス・ジェファーソン小学校との交流に取り組む中で、昨年度、教育長が第九小学校教員とともに現地を訪れ、ホノルル市教育省との文化交流について正式に調印し、開始をしたところ

でございます。

現在、今年度も昨年度に引き続き、第九小学校教員を夏季休業期間中に研修派遣するための準備を進めておりますとともに、本市独自のハワイに関する学習資料を作成し、今後、活用を図ってまいりたいと予定でございます。

このような折、先般、ホノルル市教育省の教育専門官から御連絡をいただきました。内容は、ハワイ現地において、ハワイの子供たちと武蔵村山市の子供たちの交流を通して、言語や文化の多様性を学ぶ機会を特別にプログラムしたので、ぜひ参加をしてほしいとのことでございます。このプログラムは、1人およそ24万円の費用が必要ですが、その半額を旅行会社が支援をしていただけるということでございます。したがって、研修費用としては半額の12万円、そのほか、渡航費、宿泊費等が自己負担となるため、希望する児童の募集を行うこととなります。期日は、10月5日から10日までの6日間で、この間は参加者について、教育課程上、出席扱いとし、帰国後は個別の補習を行うこととしております。

1点目は以上でございます。

続きまして、2点目、教科書採択に関わる要望書等について御報告をさせていただきます。

6月17日付で届けられました新日本婦人の会武蔵村山支部及び、書面では6月と記載をされておりますが、私どもとしては7月1日付で収受をしております自由法曹団からの書面、さらに7月6日に収受をいたしました日本出版労働組合連合会からの書面に関する対応等につきまして、御説明をさせていただきます。

これらの書面につきましては、教育長若しくは各教育委員の職にあられる方々、若しくは教育委員会に対して届けられたものでございますので、組織である私ども教育委員会事務局で収受をさせていただきました。

全ての書面について、既に皆様に御覧をいただいておりますが、確認の意味で各団体の要望等の要旨を申し上げます。

初めに、新日本婦人の会武蔵村山支部の書面でございます。

こちらの書面の前段部分は、現政権に対する批判が中心になっており、内容的にも安倍自民政権が教科書再生首長会議を発足させたとなっております。恐らく教育再生首長会議のことを言われていると思いますが、名称はもちろんその発足過程を含め、政治と教育の関係など不明な点が多くございます。さらに、総合教育会議の在り方についても、制度としては教科書採択の方針等を話し合うことはあり得ますので、首長の一方的な介入とは何を意味するのか定かではございません。いずれにしましても、私ども武蔵村山市教育委員会として、前

段の内容について関知するものではないと考えております。

要請の1点目は、子供たちを戦争に導く育鵬社、自由社の教科書は採択しないでほしい。

2点目は、教科書展示の日程を広く周知し、閲覧しやすい場所、時間、日数等を確保してほしい。

3点目は、採択には教師、学校の意見を尊重してほしいという内容でございます。

まず、1点目につきましては、国の検定を受けた教科書が、子供たちを戦争に導くものの認識を市教育委員会として共有することはできません。

2つ目につきましても、今回から教科書展示期間を増やし、土曜日にも行うなどしております。また、展示会場も、日常的に市民の皆様が多く活用されております教育センターに設定し、これまで以上に広く市民の皆様にご覧いただく機会の拡充を図っております。

3つ目につきましても、今回から学校調査会を置き、学校の意見を集約しておりますので、全ての要請について特段対応の必要はないと考えております。

また、本要請書は、日付の17だけが手書きになっておりましたことから、近隣市に確認をしましたところ、同様のものが他市にも送付をされていることが分かりました。したがって、要請にありますような教科書展示期間や学校調査部会に関する内容等は、特段、本市の現状を踏まえているわけではない内容であることも申し添えておきます。

次に、日本出版労働組合連合会からの書面でございます。

こちらの要望の1点目は、採択に当たっては教育現場の意向を最大限尊重してほしい。

2点目は、そのために十分な数の見本本を各学校に十分な期間、置いてほしい。

3点目は、教科書採択の中立性を守り、侵略戦争への反省を欠き、憲法の原則を否定する教科書を採択させようとする圧力に屈しないでほしい。

4点目は、採択は公開の場で、採択者の説明責任が明確になる形で行ってほしい。

5点目は、採択結果及び決定に至るまでの全ての情報を直ちに開示してほしいという内容でございます。

こちらの要望、1点目につきましては、新日本婦人の会武蔵村山支部の3点目と同様で、学校調査会を置くなどして既に対応済みでございます。

2点目も、見本本につきましては、数は国の対応ですので、私どもが対応する内容ではございません。また、今回は特別展示期間を延ばし、学校調査会用も含め、ぎりぎりのスケジュールで動いておりますので、恐らくその実態を認識されていないのだと思われま。

3点目の採択させようとする圧力とは、どの団体のどのような行いを指すのかが不明な

め、何ら対応のしようがないと考えております。

4点目につきましては、要望というよりは、言われるまでもなく、本市の採択は本市の採択要領に従うとともに、採択権者の権限に基づき適正に実施をされます。

5点目ですが、採択の臨時会そのものは傍聴できますので、まさに開示された状況で行われます。また、そのほか、関係資料につきましては、本市の採択要領に従い、東京都全体の動きの中で適切に開示をしております。

次に、自由法曹団の書面についてでございます。

こちらは特定の教科書会社を一方的に非難する内容がほとんどで、最後に、「つくる会」系の歴史・公民教科書を採択しないでほしいとあります。特定の教科書に対する非難の根拠は、本団体の皆様のお考えによるところは存じます。しかしながら、少なくとも今回、教育長を初め教育委員の皆様に御検討いただく教科書は、いずれも国の検定を経たものでございますので、何ら問題はないものと考えております。

また、この書面は、団体の代表の方が直接事務局にお持ちになり、採択に当たっては公正、公平に行うことを要望する旨をお話しになっておりましたが、一方で特定の教科書を批判するというのは、理解に苦しむところでございます。したがって、特定の教科書を排除することなく、全ての検定本から公正、公平な採択に臨んでいただくことが重要かと考えます。

御報告は以上でございます。

○持田教育長 それでは、ただいま教育長報告を8点目までまいりましたけれども、教育長報告に対する質疑等があればお受けをいたします。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 教育長報告の6番目に御説明をいただきましたグラウンドゴルフ大会の開催にかかわる関係で、ちょっと質問をさせていただきます。

近年、本市においてのスポーツ大会等々、駅伝競走大会も、受益者負担、有料化を図られて、市民、参加者に理解をいただいているところですが、グラウンドゴルフ大会、いろんな教育委員会が主催するスポーツ大会の中で、やはり市民にいろんな理解をいただくなかで、この事業は受益者負担なし、この事業はあり、なかなか区別がつかない、理解を得られないようなことも伺っているんですけれども、このグラウンドゴルフ大会についても、既に武蔵村山市グラウンドゴルフ協会という体育協会の下部組織が生まれておまして、その組織が行う大会は受益者負担をいただいて、そして有意義な大会に発展しつつあります。

そういう状況を踏まえて、教育委員会、市が、今後こういった大会を開く意味で、従前ど

おりいつまでもそういった負担金をいただくことなくされていくのか、やはりこの一つの事業を行うにも、いろんな経費が必要とされております。そういった意味で、いかがですかね、負担を求めるような考え方を持つことはできないものでしょうか。

○持田教育長 土田職務代理人、申し訳ありません。今ちょっと質問の趣旨があれなんです、公的な施設を使う場合、有料の場合と無料の場合の違いということの御質問でしょうか。

○土田職務代理人 ではなくてですね、スポーツ大会が開催されて、有料出場、いわゆるお金を払って出場する事業と無料の事業があるわけですから、大会に市民が。そういうのを、やはり一様に理解をいただくためには、このグラウンドゴルフ大会というようなことも、経費がかかるわけですから、受益者の負担をいただいて、そういった大会を開く考えはございませんかというようなことなんです。

○持田教育長 それでは、主催者の関係の御質問だと思いますので、指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 ただいまのグラウンドゴルフ大会の、今後、有料化も含めたお話だと認識しておりますが、確かにお話をいただいたとおりに、体育協会加盟団体のグラウンドゴルフ協会については、参加費をいただいて大会を開催しているということも承知しております。また、市教育委員会主催のグラウンドゴルフ大会を開催するに当たりまして、体育協会、またグラウンドゴルフ協会の方に運営等をお願いして実施しておりますが、そうした協議の中でも、市の大会も有料化にしてもらえないかというようなお話もグラウンドゴルフ協会からいただいたこともございます。ただ、私どもとしましては、市教育委員会主催事業の大会については、現在、原則として無料で実施をしているという状況でございますので、無料ということで考えております。ただし、駅伝大会のように、例えば計時の委託など費用が大分かさむようなものがある場合には、近隣の自治体などの状況も踏まえて、参加費として負担金をいただいているという状況もございますので、そうしたものを踏まえまして、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○持田教育長 よろしいでしょうか。

○土田職務代理人 はい、結構です。

○持田教育長 そのほかございますか。よろしいでしょうか。

本木委員。

○本木委員 すみません、そのほかなんですけれども、ハワイ州ホノルル市の教育省から、突然何かお誘いがきてなんです、またちょっと費用の話になってしまうんですが、交流で小

学生がハワイの方へ行く、すごい意義があるのかなと思うんですが、個人負担が30万円となると、参加するお子さんがいらっしゃるのかなど。市の方で、急な話なんであれなんですよけれども、何か考えがあればと思うんですけども、どうでしょうか。

○持田教育長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 確かに自己負担金として、今おおよそ30万円というのを想定しておりますので、かなり高額な金額になりますために、あくまで希望してもらえるかどうかというところも含めて、希望する子供へのまずはアンケートをとりたいというふうに考えておりますけれども、委員もおっしゃったように、実は今週に入ってからのお案内でございましたので、当初予算としての要望等を出すタイミングはなかったものですから、今後のことも含めまして、もしこの事業を継続していけるのであれば、そういった手だても、ぜひ提案をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○本木委員 よろしくをお願いします。

○持田教育長 よろしいでしょうか。

島田委員。

○島田委員 このホノルル市の研修なんですけれども、英語を習っていなければだめとか、全く、そういう何か拘束はあるんでしょうか。

○持田教育長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 提案いただいている内容は、ハワイ語を母語として英語を話せる、それから英語を母語とする、それから日本語を母語として英語が話せるという条件を一応提示はさせていただいておりますが、プログラムの考え方として、子供たちおおよそ30人それぞれが、多様な文化、言語を持つ中で5日間、交流する中で、互いの文化について、あるいは言語について理解を深めていくということが主な狙いですので、特に日本の子たちが、今英語が話せるというレベルである必要はないだろうというふうなお話はいただいております。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

島田委員。

○島田委員 それを保護者の方に伝えてあげたら、もしかしたら参加する方が出てくれるかと思えます。多分、言語について、子供たちが困ってしまったら心配だなとか、そうですね、そういうのが保護者としては心配なので、英語がちゃんとしゃべれなくても、コミュニケー

ションをとるだけでも経験になるよということをちゃんと伝えてあげれば、30万円は高いか安いかはその家庭で決めることだと思いますが、貴重な経験だと思いますので、その丁寧な説明をしてあげたらと思います。

○持田教育長 ただいま、島田委員からお話がありましたように、もう少し理解が進むような何らかの説明についてはいかがですか。

学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 今回、御案内をさせていただく中で、学校からも、そういった今御要望いただいたような内容について説明をするように、資料を提供していきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○持田教育長 それでは、このハワイの案内については、第九小学校から第九小学校の保護者に宛てて御案内をするということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、御異議がないようですので、そのような形で進めていただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありますか。土田職務代理人。

○土田職務代理人 教科書採択に係る要望書関係で、質問をさせていただきますが、先ほどの学校教育担当部長からの御説明にもありましたように、本市に届いた7月17日付の意見を求めるというような文書も説明を受けまして、3つの質問に対して、その内容的に、本市は既に行っている行動、これらを余り把握してないような内容で、同じようなものを近隣市に要望しているというような、御説明もあったような感じ方をしたんですけれども、その辺どうですか、ふだんこういった皆さんとの接触する機会というのは余りないのかもしれませんが、うちの状況というのを余り分かってないのでしょうか。

○持田教育長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 今回いただいたこの3つの団体ですが、これまでも新日本婦人の会につきましても、何度か要請があったように記憶をしておりますが、私の記憶の範囲では、そのほか、2つの団体については余り接触はございませんでした。ただ、新日本婦人の会からいただいた内容につきましても、必ずしも本市の状況を御理解いただいていたとは思えない内容かなというふうに思っております。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいでしょうか。

本木委員。

○本木委員 では、新日本婦人の会と、あともう2つ、日本出版労働組合連合会と自由法曹団という、私も自由法曹団はちょっとパソコン等で目にしたことはあるんですが、この2つはどのような団体なんでしょうか。

○持田教育長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 まず、日本出版労働組合連合会でございますが、私もホームページで確認をさせていただきましたところ、出版及び出版関連産業に働く人たちが集う産業別労働組合ということでございます。そもそもこの産業別労働組合といったものはどういったものかといいますと、企業別労働組合だけでは解決が難しいような労働条件の維持改善、そのほか、経済的地位の向上について対応をしているといったことでございますので、学校教育との関わりといったところは若干不明なところがございます。

次に、自由法曹団でございますが、こちらは要請書の中にも若干団体の紹介のような内容はございましたが、同じくホームページで私も確認をさせていただいたところ、設立は90年を超える古い団体で、目的は基本的人権を守り、民主主義を強め、平和で独立した民主日本の実現に寄与すると記載をされております。

最近の活動を見ますと、道徳の教科化に反対する決議や、教育への政治介入を許す教育委員会制度の改悪に反対する決議のほか、目を引きますのは平成24年2月9日に、最高裁判所が平成15年10月23日に東京都教育委員会が、儀式的行事において式場等に国旗を掲揚し、国歌を斉唱する等の通達をしたことを合憲であるという判断をしたことに対し、2012年2月9日の最高裁判決に抗議するとともに、東京都教育委員会に対し、日の丸、君が代の強制を直ちに中止し、全ての懲戒処分の撤回を求める声明を出しているところでございます。

以上でございます。

○持田教育長 そういう団体だということなんですが、よろしいでしょうか。

ほかにもございますか。

○土田職務代理者 質問でないんですけども……

○持田教育長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 ちょっと感じたことを話させていただきたいんですが、労働組合等に限らず、いろんな方、様々な立場の方が教育に興味を持っていただくことは、非常によいことだと考えております。その一方で、仮に政党とか政治、そういった絡みの動きが関係してくる

ようだと、この教育の中立性の確保と、そういった意味では若干心配をしております。

ちょっと感想です。

○持田教育長 特段答弁は要らないですね。

○土田職務代理者 結構です。

○持田教育長 ただいまの、私の方からですけれども、出版関係の団体ということで、見本本の数のことの要請があったようだけれども、これはいろいろな方が、こういう話をされているんですけれども、本市においても見本本は5冊、八王子のように大きいところでも5冊、これは国から、いわゆる教育委員の数として、教育委員が見本本を研究する、採択に向けていろいろ勉強するために来ているというのが原則で、私どもも東京都や国にいろいろお願いはしているんですけれども、この5冊というのが、私どもにはいかんともしようがない状況であると思うんですけれども、もう一つは、教育委員の数と、力がある出版社がたくさん見本本を配る。そうすると、弱小の出版社は見本本を余り配れないと。そういったところでの公平性を保っているということも、都教委から説明がありまして、いずれにしましても、この数を増やしたいんですけれども、なかなか難しいというのが現状であるというふうに思います。

いずれにしても、出版労連の方ですから、こういうことはお分かりになるかなと思いましたが、これはなかなか難しい状況なんですけれども、事務局としては何か情報等がありますでしょうか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 仮に何らかの形で、この見本本を手に入れることができないかということで、東京都を通して国の方に確認をさせていただきましたところ、いわゆる見本本につきましては、そもそも定価が決められた市販のものではないということですので、購入することはできないと。見本本そのものの数が限られたものしか製本されていないということですので、中には市販されているものがございますので、仮にこれだけを購入しては、それこそ公平性に欠けるといふふうに考えております。

以上でございます。

○持田教育長 はい、分かりました。

今の件ないしはほかの件でいかがですか。よろしいですか。

高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 私も同じように質問というか、感想でございます。

この自由法曹団でありますけれども、多分恐らく優秀な先生がそろっているんでしょうと思います。ただこの2012年ですね、国旗・国歌の強制ということで、最高裁判決に抗議をしたというお話がありました。私は、たしか立法・司法・行政という三権分立の中で、最高裁判決が、司法の最終判断であるということを私は学んできたところであります。そういう意味で、この最高裁判決に抗議したということはどうなのかなという率直な感想を一つ持ったところであります。

以上です。

○持田教育長 答弁は要らないですね。感想ということで。

それでは、私も、いろいろなところで、いわゆる憲法違反だというような断定的な話がありますけれども、最後、憲法違反かどうかを判断するのは、今、高橋代表教育委員がおっしゃったように、最高裁の内容になると思うんですけれども、そういった意味では、そういった団体の方が、御自身が憲法違反であるというふうに考えていると、こういうことであるというふうに思っております。私の感想でございます。

事務局の方から、特に何かありますか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 ただいまお二人から御感想をいただきましたが、今回、要請書と一緒に、この方たちが、「弁護士からみた育鵬社の公民・歴史教科書の問題点」という冊子をお持ちになりました。私どもで内容を読ませていただきましたが、様々ある記述の中で、育鵬社の教科書の内容は、憲法の立憲主義を形骸化しかねないとか、学習指導要領に照らし合わせても不適切な教科書であるというふうにしております。仮に国の検定を終えたものが、このような指摘に当たる内容であれば、この団体に所属される弁護士の方々が判断するまでもなく、裁判所が法的な根拠に基づいて適切に判断をされることであろうと私ども考えております。ただ、今のところそういった判断をされたというようなことは、確認はできておりません。

以上でございます。

○持田教育長 そのほかいかがですか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、ただいま学校教育担当部長から報告がありましたように、3つの要請については特段の対応は必要ないと考えております。したがって、委員会といたしましては、平成28年度使用教科用図書の採択は、これまでどおり法令や本市の要領に従って、

粛々に行っていきたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。

その他、教育長報告に対する御質問がありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第42号 武蔵村山市立学校施設使用条例ほか5条例及び関係規則の改正の申出について

○持田教育長 日程第4、議案第42号 武蔵村山市立学校施設使用条例ほか5条例及び関係規則の改正の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第42号 武蔵村山市立学校施設使用条例ほか5条例及び関係規則の改正の申出について。

武蔵村山市立学校施設使用条例ほか5条例及び関係規則の改正の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年7月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第42号の提案理由を説明させていただきます。

公共施設の利用料金の見直しに伴い、武蔵村山市立学校施設使用条例ほか5条例及び関係規則の改正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第42号につきまして御説明いたします。

武蔵村山市立学校施設使用条例ほか5条例及び関係規則の改正の申出でございますが、平成23年3月策定の武蔵村山市第五次行政改革大綱の行政改革の推進項目に、公の施設使用料の見直しが位置付けされております。公の施設使用料の見直しは、受益者負担の適正化を図るため、公の施設使用料について現行料金体系の妥当性を検証し、必要に応じて算定基準を明確にした上で見直しを行うとしております。

また、先ほど教育長報告で御説明いたしました、公共施設予約システムの導入につきましても、第五次行政改革大綱に位置付けをされているところでございます。

さらに、第五次行政改革大綱を踏まえ、行政改革を具体的かつ計画的に推進するため、第五次大綱に掲げた推進項目の内容、時期等の方策等を明らかにし、行政改革を推進するための指針となる平成27年度武蔵村山市行政改革大綱推進計画におきましても、公の施設使用料の見直しについて推進することとしております。そこで、受益者負担の適正化を図るため、公の施設使用料の見直しを行うもので、施設使用料を定める必要があることから、教育委員会から市長へ改正の申出を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、文化振興課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第42号 武蔵村山市立学校施設使用条例ほか5条例及び関係規則の改正の申出について、御説明をいたします。

資料のほう、1ページをおめくりいただきたいと存じます。

一部改正の申出を行う条例等は、武蔵村山市立学校施設使用条例、武蔵村山市公民館条例、武蔵村山市立学習等供用施設設置条例、武蔵村山市立地区集会所設置条例、武蔵村山市民会館設置条例、武蔵村山市体育施設設置条例、武蔵村山市民会館設置条例施行規則の6条例1規則になります。

それでは、3ページの武蔵村山市立学校施設使用条例新旧対照表を御覧ください。

第5条第1項で、使用料は、無料とするとしておりますが、ただし書で、校庭夜間照明灯及び屋内運動場、これは武道場を含みますが、これを有料とし、使用料につきましては別表第1に示したとおりといたしました。

第5条第2項では、市民等以外の者及び市民等が構成員の半数に満たない団体が別表第1の施設を使用する場合は、同表に定める額の2倍の金額としております。

第5条第3項では、市民は無料で使用できる教室及び校庭について、第2項の団体、それ

は市民等が構成員の半数に満たない団体でございますが、その団体が使用する場合の使用料について定めており、使用料については別表第2に定めております。

附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

次に、7ページの武蔵村山市公民館条例新旧対照表を御覧ください。

第11条第1項では、公民館の使用料を別表第2に定めるとおりとしております。部屋ごとの使用料の差は、部屋の広さが反映されております。また、別表第2では、利用時間区分についても規定しており、従来、午後の枠につきましては、午後1時から午後5時までとしていたものを、午後1時から午後3時までと午後3時から午後5時までの二枠に改めております。夜間についても、同様に2時間単位の利用時間区分を二枠としております。ただし書では、市民等が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、2倍の金額とするものです。

第11条第2項では、使用料は公民館の使用を開始するときまでに納入することとしております。

第12条は、使用料の減免をうたっております。

第13条は、使用料の返還をうたっております。

附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めてございます。

次に、15ページの武蔵村山市立学習等供用施設設置条例新旧対照表を御覧ください。

第10条第1項では、地区会館の使用料を別表第2に定めるとおりとしております。ここでも、公民館と同様、利用時間区分についても規定しており、午後を二枠、夜間を二枠としております。ただし書では、市民等が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、2倍の金額とするものです。

第10条第2項では、陶芸窯の使用料について文言の整理を行っております。

第10条第3項では、地区会館及び陶芸窯の使用料は、それぞれの使用を廃止するときまでに納入しなければならないとしております。

附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

次に、23ページの武蔵村山市立地区集会所設置条例新旧対照表を御覧ください。

第2条では、「別表」を「別表第1」に改めております。

第8条第1項では、地区集会所の使用料を別表第2のとおりと定めております。

第8条第2項では、地区集会所の使用料は、使用の許可を受けるときに納入しなければならないとしております。これは地区集会所が無人施設であり、鍵の管理を近くの地区会館の

職員が行うことから、地区会館の職員がいて、地区集会所の使用許可を出すときに、その使用料を納入してもらうこととしたものでございます。

第9条は、使用料の減免をうたったものでございます。

第10条は、使用料の返還をうたったものでございます。

第11条では、使用权の譲渡等の禁止をうたったもので、地区集会所が無人施設であることから、使用許可を受けた者が施設の使用をすべきということといたしました。

第12条では、使用を終了したとき等の原状回復についてうたったものでございます。

附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

次に、29ページ、武蔵村山市民会館設置条例新旧対照表を御覧ください。

第10条に第2号として、施設の利用料金を納入期限までに完納しないときを加え、各号を繰り下げています。

第11条第2項において、従来、無料であった研修室等を利用するときの料金を、別表第2に定めるとおりとしております。ただし書においては、市民等以外の者、市民等が構成員の半数に満たない団体、営業行為をする者については2倍の金額としております。

別表第1では、従来、別表第2にあった休養室を移動しております。これは休養室が小ホールと一体でないと使用できないことによります。また、別表第2の会議室1・2は、現状、アコーディオンカーテンで区切っているだけなので、貸出しは一体としていることから、現状の利用実態に合わせて改正したものでございます。

附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

次に、35ページ、武蔵村山市体育施設設置条例新旧対照表を御覧ください。

別表第2は、体育施設の休場日、開場時間を定めたもので、施設の使用料を有料化するに当たり、従来、日没までとしていたものをきちんと時間設定したものでございます。運動場の欄を御覧いただきますと、4月、5月、9月及び10月は午前9時から午後6時まで、日が延びる6月から8月までの間は午前9時から午後7時までといたしました。以下、雷塚公園野球場、庭球場についても同様といたしました。

別表第3は、施設の利用料金を定めたものでございます。従来、無料であった市内団体の利用料金を定めるとともに、市外団体の利用料金を2倍の金額と決めました。

附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

次に、41ページ、武蔵村山市民会館設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

第2条において、「市民会館の施設等の利用の許可を受けようとする者は」を、「市民会

館の施設、附属品及び物品を利用しようとする者は」に改めるものです。ただし書において、条例の別表第2で定める研修室等の施設を使用しようとする者は、武蔵村山市公共施設予約システムにより申請することと規定いたしました。

第2条第2項では、文言の整理と、「また、」以下において、研修室等を使用する団体においては、公共施設予約システムの利用に関する規則の別表第3、これは後ほど議案の43号の資料の8ページに記載してございますが、その規則の別表第3に定める期間で申請等を行うことを規定いたしました。

第2条第3項では、前項に定めるもののほか、施設予約システムの利用については、公共施設予約システムの利用に関する規則に定めるとおりと規定いたしました。

第4条は、文言の整理を行いました。

第8条第2項においては、市民会館設置条例の別表第2に定める施設の減免ができる場合とその範囲を定めるとおりとしたものでございます。

別表第1及び別表第2につきましては、市民会館設置条例において説明したとおり、休養室については小ホールと一体でないと使用できないことから、研修室等の区分から大ホール等の区分に移したものでございます。

附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

減免規定等につきましては、各施設の設置条例施行規則で定めてまいります。

なお、今後、文書審査を経る過程で文言等の整理が行われることがありますので、その点は御了承いただきたいと存じます。

以上、雑駁でございますが、議案第42号の説明といたします。

○持田教育長 6条例、1施行規則の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本木委員。

○本木委員 今まで無料ということだったんですけども、近隣というか、ほかの市町村なんかは料金をとっているところが多いんでしょうか。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 公共施設につきましては、各市、施設の設置状況がかなりいろいろな状況でございまして、全くそういう公共施設を無料で運営しているという市はございません。ただし、本市のように会議室ですね、地区会館ですとか公民館等の会議室、これについて無料で貸出しをしているという市については、私どもが現在把握しているのは3市というところ

ろでございます。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号 武蔵村山市立学校施設使用条例ほか5条例及び関係規則の改正の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第5 議案第43号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則
の制定の申出について

○持田教育長 日程第5、議案第43号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第43号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定の申出について。

武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年7月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第43号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公共施設予約システムの導入に伴い、武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第43号について御説明いたします。

武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の申出でございますが、インターネット等を利用する方法により、施設の予約等を行う武蔵村山市公共施設予約システムの導入に伴いまして、その利用に関し必要な事項を定める規則を制定する必要があることから、教育委員会から市長へ制定の申出を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、文化振興課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第43号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定の申出について、御説明いたします。

1 ページの武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の条文を御覧ください。

第2条で、用語の意義を定義してございます。

第3条では、施設予約システムの対象施設を別表第1に掲げております。文教施設では8区分、体育施設では3区分としております。

第4条第1項では、対象施設を利用しようとする者は、利用者登録を受けなければならないとしております。

第4条第2項では、利用の登録をしようとする者は、個人は18歳以上、団体にあつては代表者が18歳以上であることをうたっております。

第5条第1項では、利用者登録を希望する個人、団体は、第1号様式の利用者登録申請書を市長に提出しなければならないことを規定しております。

第5条第3項では、第2号様式の利用者登録証を交付することをうたっております。

第5条第4項は、登録証を紛失した場合の再交付についてうたっております。

第5条第5項では、利用者登録の利用区分、登録要件等を別表第2で規定しております。

第5条第6項では、登録区分ごとに1団体等が1登録とすることをうたっております。

第7項では、登録証の有効期間を定めています。

第6条では、利用者登録の更新又は変更について定めてございます。

第8条では、利用団体の登録の抹消について各号に定めてございます。

第9条第1項では、予約の申込手続をシステムにより行うことを定めてございます。

第9条第2項では、予約の申込期間を別表第3で定めてございます。

第10条では、システムによる予約の決定方法を定めてございます。

第11条では、予約者の取り消し、第12条では行為の禁止を定めてございます。

第13条では、予約の取り消しを定めてございます。予約をした施設を使用しない場合は、3日前までに市長に申出ることとしております。ただし書において、例外の規定をしてございます。

第13条第2項では、予約の取消しはシステムで行うこととしております。ただし書では、使用日2日前から使用日までの予約の取消しは施設に申出ることとしております。

第14条第1項では、予約内容の変更をするときは、3日前までに市長に申し出ることとしております。ただし書において、例外の規定をしてございます。

第15条においては、利用の制限についてうたっております。

第16条においては、施設予約システムの利用時間を常時行うことができることとしております。

第16条第2項において、保守点検等の場合にシステムを停止できることとしてございます。

附則におきまして、規則の施行日を公布の日とし、平成28年4月1日以後の公共施設の利用に係る手続からといたしております。

なお、今後、文書審査を経る中で文言等の整理が行われることがありますので、その点は御了承いただきたいと思います。

以上、雑駁でございますが、議案第43号の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいですか。

本木委員。

○本木委員 新しくシステムがあると、利用するのに、私なんかどっちかという、こういったことに疎いものですから、システムを使うに当たって戸惑いとか、ちょっとできなかった

とかということがあるかもしれないですね。そのときの対応というか、何かサポートという
か、していただくようなことがあるんでしょうか。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 お尋ねの件でございますが、新しいシステムを導入するという
ことで、制度も大きく変わるということになりますので、各施設に端末を入れていきますので、その
施設に直接出向いていただきまして、その施設の窓口で担当の職員が利用について説明をす
る、あるいは一緒について、当初の利用が分からない場合には、このような形で行うんだと
いうことで、丁寧にその辺は説明をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○本木委員 お願いします。

○持田教育長 よろしいでしょうか。

○本木委員 はい。

○持田教育長 ほかに。島田委員。

○島田委員 システムなんですけれども、出向けない場合、端末をやっている分
からなかったときに、電話対応をしていただくとありがたいと思いますので、そういった対応をお考
えいただけるといいと思うんですが。

○持田教育長 公共施設にある入力、今のお話で職員が丁寧に対応できるということ
ですが、今のお話は自宅で入力しているときの話ですね。

○島田委員 はい。

○持田教育長 よろしいですか。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 自宅にありますパソコン等でシステムにアクセスしていただき
まして、施設の予約、あるいは空き状況の確認をするという段階で、利用状況が分からなくな
った場合につきましては、それぞれの施設にお電話をいただきまして、その中でその利用の
説明を電話等で行っていくということではできないかと思っております。

以上でございます。

○持田教育長 島田委員、よろしいですか。

○島田委員 はい。

○持田教育長 その他いかがですか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第43号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第6 議案第44号 平成27年度実施 平成26年度教育委員会事務事業
点検・評価報告書について

○持田教育長 日程第6、議案第44号 平成27年度実施 平成26年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第44号 平成27年度実施 平成26年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について。

平成27年度実施 平成26年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について、別冊のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年7月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別冊についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第44号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会事務事業点検・評価報告書を作成する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中野教育部長。

○中野教育部長 議案第44号 平成27年度実施 平成26年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について、御説明申し上げます。

本報告書の作成は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価し、その結果をまとめ、議会に報告するとともに、市民に公表するものでございます。

なお、市民等への公表につきましては、市のホームページ等を考えております。

事務局では、教育行政の推進上、重要な課題に係る事務事業67事業を抽出し、当該事務事業を所管する部門において一次評価を行いました。その後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、学識者等の3人で構成いたします有識者会議で、一次評価を行った67事業につきまして内容等を確認していただきました。さらに、有識者会議におきまして、この67事業のうち7事業につきまして御意見を頂戴いたしましたので、その意見を反映した報告書を作成したところでございます。

なお、議会への報告につきましては、9月に開催されます市議会定例会に報告するとともに、市民の方々にも報告してまいらる予定でございます。

なお、詳細につきましては、教育総務課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○持田教育長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、資料1、別冊、平成27年度実施 平成26年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

2、点検及び評価結果でございます。

武蔵村山市教育振興基本計画に定める重点施策の主要事業のうち、点検及び評価の対象事務事業として、事業一覧のとおり67事業を抽出し、一次評価を行い、これらのうちから有識者が7事業を抽出し、二次評価を行っております。二次評価を行った7事業を、評価番号で申し上げますと、5番、24番、29番、33番、52番、53番、62番でございます。

それでは、二次評価について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

評価番号5、学力調査の実施でございます。

設置主体者が異なる市調査、都調査、国調査の目標や特長を精査し、3つの調査の関連性や相互性を明確にし、本地区の学力の状況を正確かつ的確に把握しようとする姿勢は立派である。また、この調査結果を受けて、毎年、教育委員会と学校が学力向上のための対策を協働して行っていることも高く評価できる。近年では、一部の学校や教科においては東京都の平均を上回るという状況も見られている。これらの成果を市内の全ての学校で生かすように工夫されたい等の評価でございます。

次に、31ページを御覧ください。

評価番号24、スクールカウンセラーの配置でございます。

本市の全ての小・中学校にスクールカウンセラーを配置されたことは、教育相談体制が一層整うものと期待している。今後は児童・生徒及び保護者、教員との面談、相談の件数を確保するとともに、相談内容の質や相談の有効性などを分析して、本制度を有効に機能させていただきたい等の評価でございます。

次に、37ページを御覧ください。

評価番号29、小中一貫教育の市民・保護者等に対する周知・啓発でございます。

小中一貫教育の存在については大分認知されてきたが、その教育内容や効果については必ずしも理解されていない。今後は、学ぶ主体である児童・生徒が自ら通う学校がどのような学校であるのかを理解させ、新しい学校づくりの担い手としての自覚と誇りをもたせたい等の評価でございます。

次に、42ページを御覧ください。

評価番号33、コミュニティ・スクール講演会の開催でございます。

全校をコミュニティ・スクールとして設置し、地域に根差した学校運営を一步先に進めようとする姿勢や意気込みを高く評価したい。また、全ての学校が、コミュニティ・スクールの設置の理念や実現のための明確な方向性をもって取り組んでおり、地域とともに歩む学校づくりが一層推進できるものと期待できる等の評価でございます。

次に、62ページを御覧ください。

評価番号52、学校給食費会計の公平化・公正化でございます。

一部前払い制度の導入や給食に係る広報活動などの取組が功を奏して、給食費収納率が極めて高くなっていることは、行政当局の努力の結果と受けとめ、高く評価する等の評価でございます。

次に、63ページを御覧ください。

評価番号53、出前講座の充実でございます。

市行政への理解や協力を得るために、市民を対象にした講座を多く開いていることは、市民とともに歩もうとする行政当局の誠意を感じる。今後は、用意された講座の内容が市民の方により理解していただけるよう、また市民が市政の一翼を担っているという意識を高められるよう強く期待する等の評価でございます。

次に、73ページを御覧ください。

評価番号62、スポーツ推進計画の推進でございます。

スポーツ都市宣言を行ったことは高く評価できる。市民の健康増進や地域の絆のためにも、今後もスポーツ・レクリエーションへの関心が高まることを期待する等の評価でございます。

以上が二次評価でございます。

次に、80ページを御覧ください。

有識者の評価のまとめでございます。

武蔵村山市教育委員会が平成24年3月に策定した「武蔵村山市教育振興基本計画」に基づき、点検・評価を実施してから3年が経過し、重点施策の事務事業の進捗状況がより明確になった。また、平成27年度は、教育委員会の制度が大きく変わり、責任体制の明確化がさらに求められるようになったことから、本点検・評価において、細やかな部分の取組状況についても確認することができ、一定の成果が見られることは高く評価したい。

一方、昨年と同様に検討事項とされている事業も見られ、計画的に環境の整備が進むことを期待する。また、予算が厳しく事業の実現に遠のいている部分も見受けられたが、不可能を可能に近付けるため、知恵を出し合い、熱意をもって目標が達成できるように、今後も努力を続けていただきたい。

終わりに、教育委員会及び学校が力を結集し、子供たちのために様々な努力をされていることが伝わり、今後の教育活動の充実に更なる期待を寄せている。また、全校をコミュニティ・スクールに指定されていることから、学校、保護者、地域の方とともに歩む学校づくりの土台が整備されており、地域に根差した学校運営がますます進むと考える。次代を担う子供たちのため、武蔵村山市の特性を生かし、学校、家庭、地域及び行政の連携をより深め、教育力の向上、教育施策の推進を効果的かつ着実に図っていただきたいとまとめております。

81ページからは、教育委員会の活動状況、89ページ以降は資料でございますので、後ほどお目通しをしていただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

島田委員。

○島田委員 一次評価が、見ていますと、ほとんど目標どおり、全ての項目について「ほぼ目標どおり」になっておりますけれども、たまに若干「目標をやや下回る」とか、たまにありますけれども、「ほぼ目標どおり」になっています。この点についてはどうでしょう。どうなのでしょう。まあきちっとできているよという。

○持田教育長 一次評価についての御質問です。「目標を上回る」、「ほぼ目標どおり」、「目標をやや下回る」の項目が、「ほぼ目標どおり」ということですが、この内容について説明を加えてください。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 一次評価につきましては、それぞれの所管課でさせていただいてございます。確かに「ほぼ目標どおり」といった事業が多い中で、例えば56ページにございます評価番号46、校内LANの整備につきましては「目標を大幅に下回る」。また、57ページの評価番号47、校務支援システムの導入におきましては、「目標をやや下回る」といった評価になってございます。こういった中で、それぞれの所管課におきましては、それぞれが厳しい目をもって評価し、こちら「目標を上回る」、「ほぼ目標どおり」、「目標をやや下回る」、「目標を大幅に下回る」、と4つに分かれておりますけれども、教育振興基本計画で設定した目標値に対して適切に評価をしているというふうに考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○持田教育長 よろしいですか。

○松下教育総務課長 以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

○島田委員 はい。ありがとうございました。

○持田教育長 ほかにいかがですか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 評価番号34番に、「家庭の日」とあるんですけれども、この「家庭の日」というこの事業について、この主管課では、啓発事業を実施をするということが事業内容なんですけれども、本市、教育委員会の教育目標の中にもありますように、家庭における教育の重要性、これはもうずっと、いつ何どきも離せられないものであるわけですね。こういっ

たものと学校における教育のものに合わせて、家庭教育、家庭の日、こういうものをもっとタイアップさせて、その事業を啓発活動にとどまらず、何か事を起こすような「家庭の日」というものはできないものなんでしょうか。「家庭の日」というのは、いつでしたか。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 「家庭の日」ですが、毎月4日だったかと。ちょっと大変申し訳ないんですが、改めて調べた上でお答えいたしますが、家庭教育に関する部分では、文化振興課におきましては、家庭教育講座というのを、公民館事業等も含めて、家庭を対象とした講座として実施してございます。例えば東京都の講師派遣事業等を利用いたしまして、インターネットの利用であるとか、そういったことで保護者というんですかね、大人も含めた適正なインターネットの利用についての講座を、昨年度実施してございます。そういったなかで、ほかにも家庭を広く捉えまして、食育に関する講座を行ったりしてございます。PRの部分も、もちろん単独でやるだけではなくて、社会を明るくする運動ですとか、ほかの団体が行うものともあわせて、青少年の健全育成という状況のなかで考えて、事業の方は実施しているところでございます。

なお、武蔵村山市では、「家庭の日」につきまして、毎月第1日曜日ということで設定してございます。

以上でございます。

○土田職務代理者 そうですね。今、文化振興課長が言われるように、非常に各分野でいろいろ御努力されているというのは理解はしているんですけども、とにかく子供たちの、例えば親を思いやる、敬う気持ち、思いやり、そういったものを植えつけていくのも、いわゆるもちろん学校教育の中では道徳、いろんなものを含めて子供たちに指導はしておりますけれども、先ほど申し上げましたけれども、家庭の重要性というものは本当に第一番でございますのでね、単に「家庭の日」ということを流すのではなく、その日を利用してどんどん幅広く活動を、いろんな各所管でしていただけたらありがたいと、まあ要望しておきます。

以上です。

○持田教育長 そのほかいかがですか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第44号 平成27年度実施 平成26年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 その他

○持田教育長 日程第7、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 事務局から、報告等の御発言があればお受けいたします。

○松下教育総務課長 事務局からは特にございません。

○持田教育長 では、よろしいでしょうか。

これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成27年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 3時 9分閉会